

平成 28 年 4 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ウォーターダイレクト
代 表 者 名 代表取締役 樋 口 宣 人
執行役員社長
(コード番号 : 2588 東証第二部)
問 合 せ 先 執行役員 長 野 成 晃
管理本部長
(TEL 03-5487-8101)

新株予約権（非上場）の株主割当て（無償割当て）に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 15 日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、下記のとおり、当社以外の全株主の皆様を対象とした新株予約権の株主割当て（非上場）による株主資本の増強及び資金調達を行うこと（以下「本新株予約権割当て」といいます。）を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権割当ては、新株予約権を全ての株主様に対して無償で割り当てる（以下、当該割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）資金調達方法です。

当社と株式会社エフエルシー（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長 萩尾 陽平）（以下「エフエルシー」といい、当社及びエフエルシーを総称して「両社」といいます。）は、経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うため、当社は本取締役会において、エフエルシーは平成 28 年 4 月 14 日の取締役会において、本経営統合に関する基本合意書（以下「本統合契約」といいます。）を締結することを決議いたしました。本統合契約において、当社は、エフエルシーとの間で、（i）両社が展開するウォーターサーバーのブランドを統合すること、（ii）当社を株式交換完全親会社、エフエルシーを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施すること、（iii）本株式交換の効力が発生することを条件として、当社の宅配水事業に係る権利義務の全部を、当社が新設する完全子会社（以下「本分割準備会社」といいます。）に会社分割により承継させ持株会社体制へ移行すること（以下「本会社分割」といいます。）、及び（iv）当社の商号を「株式会社プレミアムウォーターホールディングス」に、本分割準備会社の商号を「株式会社ウォーターダイレクト」にそれぞれ変更することを、合意しております。詳細は、当社の平成 28 年 4 月 15 日付「当社と株式会社エフエルシーとの経営統合並びに株式交換契約締結の合意、会社分割（吸収分割）による持株会社体制への移行、商号変更及び定款一部変更のお知らせ」（以下「本統合リリース」といいます。）をご参照ください。

なお、両社の親会社でもある株式会社光通信（本社：東京都豊島区、代表取締役社長 玉村剛史、東証第一部 コード番号 9435）（以下「光通信」といいます。）は、本新株予約権割当てが実行された場合、本株式交換が効力発生することを条件として、光通信及び光通信の連結子会社である株式会社総合生活サービス（以下、光通信と光通信の連結子会社である株式会社総合生活サービスを総称して「光通信グループ」といいます。）が本新株予約権割当てにより割当てを受けた新株予約権を全て行使する旨を書面にて当社に表明しております。

また、当社は、本新株予約権割当てによって財務基盤が強化されるものの、本新株予約権割当てによって割り当てられる本新株予約権を既存株主様が行使しないこと、又は、本株式交換によりエフエルシーの株主に当社の普通株式が割り当てられることにより、当社の既存株主様の持株比率が希薄化することから、少数株主様の権利の保護について検討いたしました。本経営統合における本株式交換及び本会社分割においては、本経営統合に反対の株主様は、会社法に定められた手続きにより株式買取請求をしていただくことで、保有されている当社の普通株式を公正な価格で換金することができますが、当社といたしましては、少数株主様の権利の保

護の観点から、本経営統合の影響のない本経営統合発表前の市場株価水準で、比較的簡便かつ早期に株式を売却する機会をご提供することも、少数株主様の権利の保護に資すると考えております。また、本新株予約権については、本株式交換及び本会社分割においては、会社法に定められた新株予約権買取請求権はございませんので、金銭の払込みを行わない本新株予約権に係る新株予約権者の皆様に本新株予約権の売却の機会をご提供することが、本新株予約権に係る新株予約権者の保護に資すると考えております。

そこで当社は、光通信に対して、当社の普通株式及び新株予約権（本新株予約権割当てにより割り当てられる本新株予約権を含みます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の実施の要請（以下「本要請」といいます。）を行うことにつきましても、本取締役会において、併せて決議いたしました。また、当社は、本日時点においては、本公開買付けが実施された場合には、本公開買付けの実施について賛同し、当社の株主及び新株予約権の保有者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、各自のご判断に委ねる旨の意見を表明すべきと考える旨を決議いたしました。

なお、光通信は、当社が本公開買付けについて賛同意見を表明すること、並びに、本株式交換及び本会社分割に係る議案が当社の臨時株主総会で承認を受けることを条件として、本要請に応じる意向を、本日付にて書面により表明しております。詳細は、光通信が平成28年4月15日付でリリースした「当社連結子会社（株式会社ウォーターダイレクト及び株式会社エフエルシー）における経営統合の合意等に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本新株予約権割当ての概要

(1) 無償割当ての方法

平成28年5月11日（水）を本新株予約権割当てに係る基準日（以下「本株主確定日」といいます。）とし、本株主確定日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対して、平成28年6月13日（月）を効力発生日として、その有する当社普通株式1株につき1個の割合で第5回株式会社ウォーターダイレクト新株予約権を本新株予約権として新株予約権無償割当て（会社法第277条）の方法により割り当てます。

(2) 本新株予約権の内容等

(1) 新株予約権の名称	第5回株式会社ウォーターダイレクト新株予約権
(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	本新株予約権1個につき当社普通株式1株
(3) 新株予約権の総数	8,301,241個 (目的となる株式の総数：当社普通株式8,301,241株) ※上記にて新株予約権の数及び目的となる株式の総数として記載されている数は、平成28年3月31日現在の当社発行済株式総数から、同日において当社が保有する自己株式の数を控除した数に相当する数です。
(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）	新株予約権1個につき507円（1株当たり507円）
(5) 新株予約権の行使によって株式を発行する場合における資本組入額	① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とします。 ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金

	等増加限度額から上記①記載の増加する資本金の額を減じた額とします。
(6) 新株予約権の権利行使期間	平成28年7月4日(月)から 平成28年7月29日(金)まで
(7) 新株予約権の行使条件	本株式交換が効力発生することを行使条件とします。
(8) 新株予約権の取得条項	本新株予約権に取得条項は付されていません。
(9) 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	① 本新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 ② 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし ③ 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(10) その他投資判断上重要又は必要な事項	① 当社は、本新株予約権の行使を受けた場合、その目的たる普通株式を新規に発行した上で交付します(自己株式による交付は予定していません)。 ② 本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。但し、光通信が、本公開買付けによって、本新株予約権割当てにより割当てを受ける新株予約権者の皆様から、本新株予約権を譲渡により取得をする場合は、当社による譲渡承認が事前になされております。 ③ 本書及び平成28年4月15日付で関東財務局長宛提出の有価証券届出書(その後の訂正を含みます。)(URL: http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)を熟読された上で、株主又は新株予約権者の皆様の責任において投資判断を行ってください。

(注) 本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。従って、外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがありますので、外国居住株主(当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除きます)は、かかる点につき注意を要します。米国居住株主は、本新株予約権を行使することができません。なお、「米国居住株主」とは、1933年米国証券法(U.S. Securities Act of 1933)ルール800に定義する「U.S. holder」を意味します。

2. 本株主割当ての日程

日程	内容
平成28年4月15日(金)	取締役会決議日 有価証券届出書提出日
平成28年4月17日(日)	新株予約権無償割当て基準日公告日
平成28年5月11日(水)	新株予約権無償割当て基準日(本株主確定日)
平成28年6月10日(金)	新株予約権の株主割当て通知書の送付日
平成28年6月13日(月)	新株予約権無償割当ての効力発生日
平成28年7月4日(月)から 平成28年7月29日(金)まで	本新株予約権行使期間

3. 本新株予約権割当ての目的及び理由

(1) 背景

当社は、開発から製造、品質管理、販売、アフターサービスまでを自社で一貫して手掛け、工場からお客様に水ボトルを直接お届けするサービスを強みとし、「選べる3種の天然水 CLYTIA」及び子会社を通じて「iDEAL WATER」を展開しております。エフエルシーは、全国の商業施設等にブースを出店し、直接お客様に商品の説明などの販売促進をして契約をいただき、セールス・プロモーションを用いた販売事業を得意分野とし、同社の子会社であるプレミアムウォーター株式会社（以下「プレミアムウォーター」といいます。）において採水地や栄養成分、品質にこだわった天然水「PREMIUM WATER」を展開しております。両社は平成20年1月より宅配水に関する取引を開始し、また、平成24年4月には当社がプレミアムウォーターとOEM契約を締結し、同社に対し製品の供給を行うなど、互恵的な関係を構築して参りました。

そのような中、大手企業の宅配水業界への参入や競業他社間の業務提携等の動きがあること等を考慮し、平成27年3月頃より、両社においても今後の事業展開や提携関係の強化について協議しておりました。その結果、宅配水業界において両社が一定のシェアを保ち、かつ成長を持続させていくためには、これまで以上の強固な協力・協業体制にて宅配水事業に取り組むべきであるとの考えに至り、宅配水市場におけるサービスの質的向上、内容的拡充・深化、新たな価値の創造を目指し、平成27年4月28日に業務提携に関する契約を両社間で締結いたしました。その後、平成27年6月24日に開催した定時株主総会を経て、エフエルシーの萩尾代表取締役社長を当社の取締役役に招聘するなど、協力・協業体制を着実に築いて参りました。

当社においては、高品質の天然水をワンウェイ方式（注）で提供する宅配水事業の顧客の拡大を図りながら、業界において競争力ある地位を確保しつつ、企業価値を向上させ長期的に社会的使命を果たしていくために、新規顧客獲得や既存顧客の満足度向上のためのアフターフォローやカスタマーサポート等を通じて、経営改善に取り組んで参りましたが、先行投資型のビジネスモデルであるため、販売促進費の増加により、平成27年11月12日付「平成28年3月期第2四半期連結累計期間及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に公表しましたとおり、当期上半期において営業赤字を計上し、通期業績予想を下方修正する状況となっております。

このような状況の中で、当社は、販売促進費増加の抑制や営業能力拡充等の当社に不足するノウハウをいち早く導入するために、販売力において独自の強みを持つエフエルシーとの経営統合を図ることが、企業価値向上のために有効であると考えております。同時に、開発から製造、品質管理、販売、アフターサービスまでを一貫して手掛けるという当社の強みを維持強化することや、過去の事業の整理など、当社固有の課題に自ら取り組むことは本来先決であることから、必要な設備投資やシステム投資、負債の整理等を進めたく考えております。これらの施策により、経営統合の効果を発揮しやすい態勢が整い、本経営統合による企業価値向上の最大化が目指せるものと考えております。

一方、エフエルシーにおいても、宅配水事業におけるシェアが拡大しつつある中、当社との経営資源の共有による安定的な生産能力確保や販路の拡大、顧客満足度の向上を図ることができる等、当社とのさらなる連携強化が、数多くのお客様の支持をいただいているセールス・プロモーションを用いた販売という自身の強みを活かすことに繋がり、企業価値向上に資するものと考えております。

また、宅配水業界においては、昨今、大手企業による有力宅配水事業者の買収や、大手企業と有力宅配水事業者との資本業務提携など、業界再編の動きが目立っておりますが、本経営統合により、当社及び当社の連結子会社（以下「当社グループ」といいます。）の事業規模・資本規模を拡大できるばかりでなく、新規顧客獲得数の傾向からみて本経営統合後は連結ベースで宅配水事業者として顧客数が業界首位となることを十分に目指せるような地位に立つことになり、業界をリードする競争力を確保することになるものと考えております。また、本経営統合によって、当社グループが展開する「CLYTIA」及び「iDEAL WATER」とエフエルシーが子会社を通じて展開する「PREMIUM WATER」の3つのブランドを統合することで、業界におけるプレゼンスや市場における知名度をより一層高め、顧客サービスの向上を図ると共に効率化を実現することができると考えております。ブランドの統合においては、新たな販売活動・サービス運営において、上記3つのブランドを「PREMIUM WATER」に一本化して展開する予定です。具体的な時期や過程は協議のうえ定めることとしております。

このように、両社において本経営統合を進めることが、両社の企業価値の向上において、最も早期かつ確実

に、最も大きな効果を生む選択であると考えております。

なお、エフェルシーとの本経営統合につきましては、本統合リリースをご参照ください。

(注) ウォーターサーバーに使用する水のボトルについて、使いきりボトルをお届けする「片道方式」のサービス形態です。他の形態として、使用後のボトルを回収し再利用する「リターナブル方式」があります。(以下同じとします。)

(2) 資金調達目的

上記「(1) 背景」で述べた通り、当社は、エフェルシーとの経営統合を図り、同時に、必要な設備投資やシステム投資、負債の整理等を進めることで、本経営統合による企業価値向上の最大化を目指せるものと考えております。そこで、本経営統合後に見込まれる顧客数増加に応じて必要となる資産取得支出の資金を確保し、また、設備投資やシステム投資等、負債整理という当社固有の資金需要を賄うため、本経営統合に際し、本新株予約権割当てによる資本増強及び資金調達を実行することといたしました。これにより、資金需要を長期安定的に賄い、かつ財務基盤を強化することで、当社の中長期的な収益構造の確立と事業規模の拡大を通じて、企業価値の向上を図ることができます。具体的には、①本経営統合後に見込まれる顧客数増加に応じて必要となるウォーターサーバー等の取得等、②工場等の設備投資等、③顧客満足度向上のためのシステム投資等、④子会社における過去の事業に関する負債整理、に充当するものであります。このうち当社固有の資金需要に関しては、本経営統合に関わらず必要な資金ですが、本経営統合を予定している状況で、株主の皆様や投資家や市場関係者の皆様に、本経営統合後の資金需要と共にご説明して決議するものであるため、本新株予約権割当てに係る本新株予約権の内容には、本株式交換が効力発生することが行使条件として含まれております。

(3) 本新株予約権割当てを選択した理由

当社は、今回の資金調達に際して、少数株主の皆様の利益保護に配慮しながら、公募増資・第三者割当増資等の様々な資金調達の方法を検討いたしました。その結果、以下の点から、今回の資金調達方法として新株予約権(非上場)の株主割当て(無償割当て)の方法を選択することが、当社の目的を達成しつつ、かつ、少数株主の皆様の利益保護に十分配慮した現時点における最適な資金調達方法であるとの結論に至りました。

①新株予約権の株主割当てを採用した理由

当社は、新株予約権の株主割当ての(i)株主割当てである、(ii)新株予約権の無償割当てである、(iii)上場型を選択しない、という特徴等から、資金調達方法として最適な方法であると判断いたしました。

(i)株主割当てを選択した理由

エフェルシーとの本経営統合により、当社はより一層の事業拡大を志向することが可能となります。そのため、当社は、本経営統合に付随して資金調達と株主資本の増強を実行することが望ましいと考えており、その株主資本の増強においては当社株主の皆様に平等な機会を確保させていただくことが適切であると考えております。

また、本経営統合においては、本株式交換を伴うため、当社株主の皆様にとって持株比率の希薄化が生じることとなります。従って、株主資本の増強においては、できるだけ希薄化を緩和しうる方法を選択することが適切であると考えております。具体的には、第三者割当てを選択した場合、当社の株主の皆様は、本株式交換と新株予約権割当て両方での希薄化が避けられません。一方、株主割当てを選択した場合、当社以外の全ての既存株主の皆様には、その保有する当社普通株式数に応じて新株予約権が割当てられるため、当社の株主の皆様は、本株式交換での希薄化は避けられないものの、新株予約権割当てによる希薄化を防止することが、金銭の払込みによる新株予約権行使を選択されることによって可能になります。

本新株予約権を行使される予定がない株主の皆様については、予定されている本公開買付けに本新株予約権を応募いただくことで、本経営統合の影響のない本経営統合発表前の市場株価水準での換金を比較的早期かつ簡便に実現できる機会を享受いただくことができます。具体的には、無償で取得していただいた本新株予約権を本公開買付けに係る買付価格にて売却し換金していただくことができます。第三者割当てを選択した場合は、既存株主の皆様は、このような希薄化の緩和もしくは換金する機会の確保という選択肢がないことから、株主

割当てが望ましいと考えております。なお、本公開買付けの詳細は、当社が本日付でリリースした本統合リリース「VI. 光通信による公開買付けの実施」をご参照ください。

一方で、株主割当ては、株主の皆様への投資行動によっては、当社が調達できる資金の額が想定を下回るおそれがあるという特徴があります。当社は、大株主である光通信から本株式交換が効力発生することを条件として、光通信グループに対して本新株予約権割当てによって割り当てられる本新株予約権の全てを行使する意向がある旨の書面を受領しており、一定の調達が確実となっています。

(ii) 新株予約権の無償割当てを選択した理由

株主割当てにより資本増強及び資金調達を実施する方法としては、本新株予約権割当てで採用している新株予約権の無償割当て以外に、募集株式の割当て（有償）という方法を選択することも可能です。しかし、(i) 募集株式の株主割当ての場合は、割当てを受けた株主様が割り当てられた募集株式に係る払込みをしない限り、本経営統合に伴って予定されている本公開買付けの対象とすることができないのに対し、新株予約権の無償割当ての場合は、株主様は無償で割り当てられた新株予約権を、払込みをすることなくそのまま応募できること、(ii) 実施に必要な期間等を総合的に勘案すると、募集株式の割当てよりも新株予約権の無償の株主割当てを選択することの方が、より株主の皆様の利益に資するものであり、より合理的であると考えております。なお、本新株予約権には譲渡制限が付されておりますが、予定されている本公開買付けに応募される場合には、譲渡承認することとしております。

(iii) 上場型を選択しなかった理由

本新株予約権割当ては、当社の株主の皆様へに平等な機会を確保することを目的としており、株主の皆様が本新株予約権に関する権利を行使されなかった場合に、第三者の投資家の皆様へに資本参加いただくことは目的としておりません。従いまして、本新株予約権を市場で売買していただくことは想定しておりません。一定以上の株価で第三者の投資家の皆様へに資本参加いただくことはメリットもあるものの、持株比率の希薄化に配慮する今回の目的には適さないものと考えております。また、上場型の場合には、新株予約権を行使されない株主様は、希薄化するデメリットに対して、市場で売却することにより対応することが考えられますが、本新株予約権割当てにおいては、本公開買付けに応募いただくことで市場で売却するのと同様の売却の機会が受けられることを予定しております。

② ノンコミットメント型とした理由

新株予約権の株主割当てには、特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを特定の証券会社等の金融機関が引き受けた上でそれらを行使することを定めた契約を締結する、いわゆるコミットメント型といわれるスキームがあり、かかるスキームを採用した場合、会社側として資金調達額が当初想定していた額に到達せず、又はそれにより想定していた資金使途に充当できないこととなるリスクを低減させることができます。

一方で、引受けをした証券会社等の金融機関が、行使されなかった新株予約権の行使によって取得する株式に関するリスクを負うこと等から、最大限のリスクを見込んで手数料を設定するため、資金調達額に比べ手数料が高額となる傾向にあり、当社の手取額が相対的に少なくなるというデメリットがあります。

当社において、(i) 今回の資金調達の目的、(ii) 当社にとって受け入れ可能な条件で引受けを検討できる証券会社を見出すことによってスキーム全体が遅れ機会損失が生じるリスク、(iii) 当社の株主の皆様へに平等な機会を確保することが目的である点、(iv) 大株主である光通信から、本株式交換が効力発生することを条件として、光通信グループに対して本新株予約権割当てによって割り当てられる本新株予約権の全てを行使する意向がある旨の書面を受領している点、などを総合的に勘案し、ノンコミットメント型が最適な資金調達であるとの結論に至りました。

③ その他の資金調達方法の検討について

(i) 金融機関からの借入

「(2) 資金調達の目的」に照らし、当社の事業資金を長期的に確保し安定を図ることが望ましいという点

から、資本による資金調達とし、金融機関からの借入は採用するに至りませんでした。

(ii) 公募増資

公募増資については、有力な資金調達手段ではありますが、大型の公募増資を実施することによる既存株主の皆様における持株比率の希薄化の影響等に鑑み、採用するに至りませんでした。

(iii) 第三者割当てによる株式、新株予約権などの発行

第三者割当ては、資金調達と資本増強を可能とする手法ではあるものの、特定の既存大株主への第三者割当てとなるよりも、既存株主の皆様へに平等な機会を確保することが望ましいと考え、第三者割当てを採用するに至りませんでした。

3. 調達する資金の額及び資金の用途等

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

下記払込金額の総額は、本新株予約権のうち60%が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成28年4月15日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する自己株式の数を除きます。）を基準として算出した見込額です。本新株予約権の行使率により、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は変動いたします。

① 払込金額の総額	2,525,000,000 円
② 発行諸費用の概算額	12,000,000 円
③ 差引手取概算額	2,513,000,000 円

- (注) 1. 発行諸費用の内訳は、株式事務代行費用、登録免許税、その他諸費用の合計額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な用途

以下の内容は、本新株予約権の60%が行使されたと仮定した場合における差引手取概算額の資金用途及び支出予定期間です。最終的な調達金額が確定次第、それに対応する資金用途について別途開示する予定です。

行使率が60%を上回った場合には、手取額は、当社の財務基盤の強化を目的とする借入金の返済に充当する予定であり、下回った場合には、以下の支出は、借入金によって賄う予定です。なお、「9. 大株主の権利行使状況について」に記載したとおり、当社の大株主である光通信グループが、一定の条件のもと本新株予約権の全てを行使する意向であるため、行使率は53.4%を上回る見込みです。

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定期間
① 本経営統合後に見込まれる顧客数増加に応じて必要となるウォーターサーバー等の取得等	1,463 百万円	平成28年8月 ～平成30年3月
② 工場等の設備投資等	340 百万円	平成28年8月 ～平成30年8月
③ 顧客満足度向上のためのシステム投資等	200 百万円	平成28年8月 ～平成30年8月
④ 子会社における過去の事業に関する負債整理	510 百万円	平成28年8月 ～平成29年3月

※調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

① 本経営統合後に見込まれる顧客数増加に応じて必要となるウォーターサーバー等の取得等

当社グループ並びにエフエルシー及びエフエルシーの連結子会社（以下、エフエルシー及びエフエルシーの連結子会社を総称して「エフエルシーグループ」といいます。）は、お客様の契約をいただく際、大部分の契約において、自社の有形固定資産として取得したウォーターサーバーを無料でお客様にレンタルしております。

このような先行的な固定資産投資等によって、将来にわたり、お客様による水ボトルの定期購入等の、長期継続的な収益を得ることが出来ます。本経営統合後の当社グループにおいては、営業能力の拡充により、顧客の増加数が従来を上回ることを見込んでおります。このために必要となるウォーターサーバー等の取得等に資金を充当する予定であります。

当社では、ウォーターサーバーを海外から輸入していることから、調達までに期間がかかり過ぎないように、一定の数量のウォーターサーバーを予め確保しております。これは、物流の効率性や、ウォーターサーバーが短期的には劣化・陳腐化しないという性質からしても、合理的であると考えております。また、ウォーターサーバーには当社独自のカスタマイズを施すことから、当社はメーカーとの間で、一定数以上の数量を購入することを前提とした契約を予め締結することがあり、今後も同様の契約が想定されます。このような事情により、ウォーターサーバーの調達においては、初期的なタイミングで資金の目途を立て、先行的に支出していく必要があります。顧客の増加数が従来を上回るが見込まれる状況において、従来を上回るウォーターサーバーの調達に関して、遅延が生じたり支障を来したりすることのないよう、必要と見込まれる資金を確保するものであります。

②工場等の設備投資等

当社において、OEM 供給を含めた水ボトルの出荷数が増加する見通しであることから、生産能力の増強と生産性の維持向上のため、当社固有の既存の工場における生産関連の設備投資に資金を充当する予定であります。今後2年間で340百万円程度の設備投資を予定しており、当社単独の事業計画（注）においても必要性が見込まれる設備投資です。

③顧客満足度向上のためのシステム投資等

当社において、当社グループの保有顧客に関し、顧客情報管理や顧客満足度向上のためのCRM施策に対応可能なシステムの構築、業務効率化やセキュリティ強化のための社内基幹システムの改修等に資金を充当する予定であります。今後2年間で200百万円程度のシステム投資を予定しており、当社単独の事業計画（注）においても必要性が見込まれるシステム投資等です。なお、エフエルシーの事業計画（注）においても、今後約2年間で160百万円程度のエフエルシーグループの保有顧客に関するシステム投資等を計画しておりますが、全額をエフエルシーの手元資金で賄える見込みであります。

④子会社における過去の事業に関する負債整理

当社において、事業整理中である子会社の負債を整理し、当社グループの財務体質を健全化するために、約510百万円程度の借入金返済を行う予定であります。

（注）本経営統合に伴う本株式交換において、普通株式交換比率を算出するために両社がそれぞれ作成した事業計画。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本件により調達した資金につきましては、上記「4. 調達する資金の額及び資金の使途等（2）調達資金の使途」に記載した資金使途に充当することを予定しております。かかる資金使途によって、当社における資金需要を長期安定的に賄い、経営の安定性を図り、財務基盤を強化しつつ手元流動性を確保することで、当社の中長期的な収益構造の確立と事業規模の拡大を通じて、企業価値の向上を図ることを目的としております。従いまして、かかる資金使途は合理的であり、本新株予約権割当ては株主の皆様の利益に資するものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

（1）権利行使価額及びその算定根拠等

本新株予約権の割当数、本新株予約権の1個当たりの交付株数及び行使価額の決定に際しては、当社の業績や財務状況、直近の株価動向、本経営統合に関わらず当社において必要となる資金、本経営統合後の事業拡大に必要な資金、将来の不確実性への備えとしての手元流動性の確保、等を総合的に勘案して決定いたしました。

その結果、割当数につきましては、当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当てることとし、本新株予約権1個の行使により当社普通株式1株が交付されます。また、行使価額につきましては、本新株予約権1個当たり507円（1株当たり507円）に設定いたしました。

なお、行使価額の決定にあたっては、本新株予約権を発行する目的が、本統合後の資金需要を賄い、企業価値の向上を図ることを目的とした資金調達である点を鑑み、行使価額は発行決議日前日の株価終値や、当社の普通株式の直近1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月の株価終値の単純平均値を総合的に勘案し、経営統合発表前の平均的な市場株価水準として、1ヵ月及び6ヵ月の平均値を参照した結果、507円とすることが望ましいと考えております。特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響などを排除でき、より客観性が高いと判断したためです。1ヵ月及び6ヵ月の平均値が近接していることや、3ヵ月の平均値は、期間中の最安値からの回復期の期間にあたることから、1ヵ月及び6ヵ月の平均値を参照いたしました。

また、本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成28年4月14日を基準とした場合、東京証券取引所における当社の普通株式の基準日における終値は499円、直近1ヵ月の株価終値の単純平均値は506円、直近3ヵ月の株価終値の単純平均値は493円及び直近6ヵ月の株価終値の単純平均値は507円となりますが、これらの平均値を基準とした場合、本新株予約権の行使価額507円は各々当該平均値にプレミアムが1.6%、0.2%、2.8%、0.0%上乗せされた水準となります。

行使価額等は、本件により調達した資金を基にした企業価値向上の恩恵を既存株主の皆様にも幅広く享受していただけるように設定されたものとして、発行条件は合理的であると判断しております。

（2）取得条項及びその対価等

該当事項なし

7. 潜在株式による希薄化情報等

（1）潜在株式による希薄化情報

本日時点における当社の発行済株式総数は8,301,400株であり、そのうち自己株式数は159株であります。本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式数は、本日時点の当社の発行済株式総数及び自己株式数を基準として、8,301,241株であります。

従いまして、発行済株式総数に対する本新株予約権に係る潜在株式数の比率は100.00%（小数第2位を四捨五入）となります。本新株予約権は各株主様が保有する当社普通株式数に応じて割り当てられます（本新株予約権割当てに係る割当ての基準日である平成28年5月11日（水）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様につきましては、平成28年6月13日（月）頃に、本新株予約権に関する株主割当通知書が、各株主様が口座管理機関にご登録いただいている住所宛に届く予定です。）。

本経営統合においては、本株式交換を伴うため、当社株主の皆様にとって持株比率の希薄化が生じることとなります。従って、株主資本の増強においては、できるだけ希薄化を緩和する方法を選択することが適切であると考えております。具体的には、第三者割当てを選択した場合、当社の株主の皆様は、本株式交換と新株予約権割当て両方での希薄化が避けられません。一方、株主割当てを選択した場合、当社以外の全ての既存株主の皆様には、その保有する当社普通株式数に応じて新株予約権が割り当てられるため、当社の株主の皆様は、本株式交換での希薄化は避けられないものの、新株予約権割当てによる希薄化を防止することが、金銭の払込による新株予約権行使を選択されることによって可能になります。

本新株予約権を行使される予定がない株主の皆様については、予定されている本公開買付けに本新株予約権を応募いただくことで、無償で取得していただいた本新株予約権を本公開買付けに係る買付価格にて売却し換金していただくことができます。

(2) 発行済株式総数及び潜在株式数の状況 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

	株式数	発行済株式数 に対する比率
発行済株式総数	8,301,400 株	100.00 %
現時点における潜在株式数	436,000 株	5.25 %
現時点における自己株式数	159 株	0.00 %
本新株予約権に係る潜在株式数 (※)	8,301,241 株	100.00 %

※上記にて新株予約権の数及び目的となる株式の総数として記載されている数は、平成 28 年 3 月 31 日現在の当社発行済株式総数から、同日において当社が保有する自己株式の数を控除した数に相当する数です。

8. 業績に与える影響

現在のところ、平成 28 年 2 月 12 日付「平成 28 年 3 月 第 3 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」で公表いたしました平成 28 年 3 月期の通期連結業績予想につきましては、変更はございません。平成 29 年 3 月期の連結業績予想につきましては、平成 28 年 3 月期の決算発表時に、本経営統合を前提とした予想をお知らせする予定です。今後本新株予約権の行使がなされ、調達資金の用途に従い業務を遂行することにより当社の連結業績への影響が確定した場合又は生じた場合は、速やかに開示いたします。

9. 大株主の権利行使状況について

当社の大株主である光通信は、本株式交換が効力発生することを条件として、光通信グループが本新株予約権割当てにより割当てを受けた新株予約権を全て行使する旨を書面にて当社に表明しております。

また、光通信は、本公開買付けによって当社の新株予約権を取得する可能性があります。当社の発行済み又は発行予定の新株予約権のうち (i) 第 3 回新株予約権については、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることが権利行使条件として定められており、光通信が本公開買付けによりこれらの新株予約権を取得しても行使できないこと、(ii) 第 4 回新株予約権については、光通信がその全てを保有しており、光通信は本公開買付けにより買い付けることができないこと、(iii) 本新株予約権については、本新株予約権割当てにより割り当てられる本新株予約権を既存株主様が行使しないこと、又は、本株式交換によりエフエルシーの株主に当社の普通株式が割り当てられることにより、当社の既存株主様の持株比率が希薄化することから、少数株主様の権利を保護する目的で、当社からの要請に応じて、本公開買付けによって、本経営統合の影響ない本経営統合発表前の市場株価水準で、比較的簡便かつ早期に株式を売却する機会をご提供するという本公開買付けの趣旨に照らし、また、現時点では本新株予約権割当てにより光通信グループに割り当てられた本新株予約権を行使する以上の追加的な出資をする予定がないことから、本公開買付けによって取得した新株予約権を行使することは予定していないとのことです。

10. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

(1) 各株主の皆様のお取引について

本新株予約権が割当てられた株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使による当社普通株式の取得が可能となっております。具体的な手続きにつきましては、対象となる平成 28 年 5 月 11 日(水) (本株主確定日) の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様に対し、平成 28 年 6 月 13 日(月) 頃に、本新株予約権に関する株主割当通知書が、各株主様が口座管理機関にご登録いただいている住所宛に届く予定ですので、当該通知書類及び当社からの開示によるご説明をご参照ください。

なお、本資金調達方法は行使期間内において行使されなかった本新株予約権が失権(消滅)いたしますので、この点、株主の皆様におかれましては、十分にご留意いただく必要がございます。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

① 最近3年間の業績 (単体)

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高	7,194百万円	8,772百万円	9,740百万円
営業利益	446百万円	467百万円	364百万円
経常利益	387百万円	407百万円	347百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	358百万円	249百万円	210百万円
1株当たり当期純利益	59.71円	35.20円	25.93円
1株当たり配当金	-円	-円	-円
1株当たり純資産	204.89円	266.39円	292.61円

(注) 平成25年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。平成25年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額及び1株当たり純資産金額を算定しております。

② 最近3年間の業績 (連結)

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
連結売上高	-百万円	-百万円	10,051百万円
連結営業利益	-百万円	-百万円	159百万円
連結経常利益	-百万円	-百万円	130百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	-百万円	-百万円	27百万円
1株当たり連結当期純利益	-円	-円	3.32円
1株当たり配当金	-円	-円	-円
1株当たり連結純資産	-円	-円	270.33円

(注) 平成27年3月期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

(2) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始値	3,630円	2,289円 ※ 721円	614円
高値	3,630円	4,280円 ※ 868円	667円
安値	2,120円	1,787円 ※ 520円	450円
終値	2,239円	613円	581円

(注) 1. 株価は、平成26年4月16日より東京証券取引所市場第二部における株価であり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。

2. ※印は、株式分割 (平成25年10月1日、1株→3株) による権利落後の調整株価であります。

② 最近6か月間の状況

	平成27年 10月	11月	12月	平成28年 1月	2月	3月
始 値	464 円	500 円	520 円	540 円	504 円	475 円
高 値	509 円	565 円	564 円	553 円	520 円	530 円
安 値	462 円	484 円	515 円	481 円	430 円	470 円
終 値	494 円	530 円	540 円	491 円	477 円	500 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成28年4月14日
始 値	499 円
高 値	499 円
安 値	499 円
終 値	499 円

(3) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による新株式発行

払込期日	平成26年2月3日
調達資金の額	422,416,600 円 (差引手取概算額)
発行価額	1株につき金554円
募集時における発行済株式数	6,910,500株
当該募集による発行株式数	767,900株
募集後における発行済株式数	8,113,400株 (注)
割当先	株式会社光通信
発行時における当初の資金使 途	開発センター土地及び建物設備、プリフォーム成形設備への投資
発行時における支出予定時期	平成26年2月～平成26年9月
現時点における充当状況	開発センター (西桂工場として稼動) 土地及び建物設備、プリフォーム成形設備への投資として充当済み。

(注) 募集後における発行済株式数は、当該新株式発行による増加の他、新株予約権の行使により増加した435,000株を含みます。

② 新株予約権の発行

名称	第3回新株予約権
割当日	平成25年7月1日
発行新株予約権数	600個
発行価額	1個につき金3,300円
発行時における調達予定資金 の額	227,312,640円 (新株予約権がすべて行使された場合の差引手取概算額)
割当先	当社取締役 1名
募集時における発行済株式数	2,293,500株
当該募集による潜在株式数	180,000株 (平成25年10月1日付 1:3の株式分割を考慮後)
行使価額	1株につき961円 (平成25年10月1日付 1:3の株式分割を考慮後)
現時点における行使状況	行使はありません。なお、行使条件を満たす可能性が低いと見込みです。

	(残新株予約権数 600 個、行使価額 961 円)
現時点における調達した資金の額	該当事項なし
発行時における当初の資金使途	本新株予約権は、中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ当社の結束力をさらに高めることを目的として当社の取締役に対して有償にて発行したものであり、具体的な資金使途は定めておりません。
現時点における充当状況	該当事項なし

名称	第4回新株予約権
割当日	平成26年2月3日
発行新株予約権数	3,840 個
発行価額	1 個につき金 7,696 円
発行時における調達予定資金の額	227,312,640 円 (新株予約権がすべて行使された場合の差引手取概算額)
割当先	株式会社光通信
募集時における発行済株式数	6,910,500 株
当該募集による潜在株式数	384,000 株
行使価額	1 株につき 515 円
現時点における行使状況	平成28年3月17日付で1,280 個行使 (残新株予約権数 2,560 個、行使価額 515 円)
現時点における調達した資金の額	95,472,640 円 (新株予約権がすべて行使された場合の差引手取概算額)
発行時における当初の資金使途	金融機関に対する借入金(運転資金の返済)
現時点における充当状況	平成28年4月以降に当初の資金使途のとおり充当予定

※ご注意

本書面(参考書面を含みます。)は、当社の第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、本書面及び平成28年4月15日付で関東財務局長宛提出の有価証券届出書(訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。)(URL: <http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)を熟読された上で、株主様又は投資家様ご自身の責任において行う必要があることをご理解いただければと存じます。本書面には、当社又は当社グループの財政状態又は業績等についての見通し、予測、予想、計画又は目標等の将来に関する記載が含まれております。これらの記載内容は、本書面の作成時点における当社の判断又は認識に基づいておりますが、将来における実際の業績等は、様々な要因により、本書面に記載された見通し等と大きく異なる可能性がございますので予めご了承ください。

なお、本書面は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933年米国証券法を含みます。)に基づく登録はされておらず、また、かかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

【ご参考】

第5回株式会社ウォーターダイレクト新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称
第5回株式会社ウォーターダイレクト新株予約権
2. 新株予約権の発行日
平成28年6月13日
3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。
 - (2) 新株予約権の総数は8,301,241個とする。なお、各新株予約権を1個未満に分割することはできない。
 - (3) 前二号の定めにかかわらず、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同様とする。）又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で新株予約権者が権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

また、第5項第3号に従い行使価額の調整がなされた場合には、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じた場合は、合併等の条件を勘案の上、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

4. 新株予約権と引換えに払い込む金銭
新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないものとする。
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する当社普通株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は下記によって決定される額とする。
 - (2) 当初の行使価額は、1株につき金507円とする。
 - (3) 行使価額の調整
 - ① 新株予約権の発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調

整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 新株予約権の発行後、当社が、当社普通株式に月時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいい、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替える。

- ③ 上記①及び②のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事項が生じた場合は、合併等の条件を勘案の上、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年7月4日から平成28年7月29日までとする。

7. 新株予約権の行使の条件

当社が株式会社エフエルシー（東京都渋谷区神宮前一丁目4番16号）との間で平成28年4月15日付にて締結した株式交換契約に基づき、当社を株式交換完全親会社、株式会社エフエルシーを株式交換完全子会社とする株式交換の効力が発生することを、新株予約権の行使の条件とする。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

10. 新株予約権証券

当社は本新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しない。

以上